

## 猪苗代町最低制限価格設定等要領

平成十九年十月五日

告示第六十九号

### (趣旨)

第一条 この要領は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の十第二項(同令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。)の規定により、締結しようとする契約の内容に適合した履行を確保するため、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする競争入札の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (対象となる競争入札)

第二条 最低制限価格設定の対象となる競争入札は、次のとおりとする。

- 一 町が発注する工事及び製造の請負に係る競争入札で、設計価格(消費税額及び地方消費税額を含む金額とする。以下同じ。)が三百万円以上のもの
- 二 町が発注する業務委託に係る競争入札で、設計価格が百万円以上のもの

### (工事及び製造の請負の最低制限価格の設定)

第三条 前条第一号の競争入札における最低制限価格(消費税額及び地方消費税額を含まない金額とする。以下同じ。)は、予定価格(消費税額及び地方消費税額を含まない金額とする。以下同じ。)に当該予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額を当該予定価格で除して得た割合を乗じて得た額とする。ただし、その割合が十分の九を超える場合にあっては十分の九、十分の七に満たない場合にあっては十分の七を当該予定価格に乗じて得た額とする。

- 一 直接工事費の額
  - 二 共通仮設費の額
  - 三 現場管理費相当額に五分の一を乗じて得た額
- 2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、同項の割合を十分の七から十分の九の範囲内で定めることができる。

### (業務委託の最低制限価格の設定)

第四条 第二条第二号の競争入札における最低制限価格は、予定価格に百分の五十から百分の八十の範囲内で定めた割合を乗じて得た額とする。

### (最低制限価格設定の周知)

第五条 最低制限価格を設定したときは、当該競争入札に参加しようとする者に対し、当

該競争入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(最低制限価格設定の対象外)

第六条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、第二条の規定にかかわらず、最低制限価格を設定しないことができる。

(委任)

第七条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の設定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月30日から施行する。